

令和元年度包括外部監査に対する対応状況・方針等

監査テーマ:債権(主に税外債権)の管理に関する財務に係る事務の執行について

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部署	担当課・室	指摘・意見内容	対応状況・方針等			
								令和2年度報告内容	令和3年度報告内容	令和4年度状況	
1	R元	155	指摘	債務者別債権残高明細の未作成	保健福祉部	子育て支援課	財務書類等の残高と残高明細の合計額の一致を確かめる手続は重要かつ基本的な決算手続であり、これを実行可能なものにするため、債務者別債権残高明細を作成する必要がある。 一定時点での債務者別の残高明細を作成することが容易ではない理由は、債権管理システムのデータは貸付、償還、違約金データといったフロー情報しかなく、残高データがないためである。したがって、債権管理システムのデータに残高データを持たせるか、システム上入力されているデータから一定時点の債務者別残高を計算し明細に出力できるようにすることが考えられる。	令和2年度第1四半期中に債権管理システムから必要なデータを抽出整理するとともに、残高のある債務者ごとに手作業でナンバリングを行い、令和2年6月時点における債務者別残高明細を作成し、あわせて主査、副査、係長の複数名による債権管理のチェック体制を整えた。 なお、令和5年度にはシステムの更新を予定しており、債権残高を表示する等の機能改修を含め、一定時点の債務者別残高が計算できる仕組みの導入方法を検討している。	令和4年度から5年度にかけて計画している新たな母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理システムの導入に備え、適切なデータ管理が可能となるよう機能強化を図ることとしており、令和4年度から5年度にかけて、整備に向けての予算措置を行っている。	令和5年度から導入する予定の新たな母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付システムにおいて、適切なデータ管理が可能となるよう機能強化を図ることとしている。	
2	R元	155	指摘	債務者に対する財産調査等の不実施	母子父子寡婦福祉資金貸付金	保健福祉部	子育て支援課	適切な債権管理のために財産調査や場合によっては法的措置等の実施が必要である。 愛媛県の債権管理マニュアルでは、滞納期間が滞納3か月超で、債務者に支払能力がある(無資力又はこれに近い状態以外)場合、強制徴収の実施が可能であり、そのためにも、調査先の任意協力が前提となるが、財産調査は必要不可欠である。 さらに、財産調査により、支払能力の有無の判断も客観的に行われることになり、債務免除、徴収停止や債権放棄(原則として消滅時効が経過済みであることが必要。)の対応にもつなげることが可能になる。 財産調査の実効性確保のため、行政間の情報収集について債務者から事前に同意書を徴しておくことも有効である。	当該債権は私債権であることから、財産調査の実施にあたっては、債務者の同意が必要であるが、現在貸付済みの債権については、この同意を得るのが困難な事例がある。 このため、引き続き、債務者や連帯保証人、母子父子相談員への聞き取り調査や市町等の関係機関からの情報も考慮しながら、必要に応じて同意を得て財産調査を実施するほか、今後の貸付事案については、事前に同意を得るなど財産調査が速やかに実施できるよう、令和2年度中に愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の改訂を検討している。	当該債権は私債権であることから、財産調査の実施にあたっては、債務者の同意が必要であるが、現在貸付済みの債権については、この同意を得るのが困難な事例がある。 このため、引き続き、債務者や連帯保証人、母子父子相談員への聞き取り調査や市町等の関係機関からの情報も考慮しながら、必要に応じて同意を得て財産調査を実施するほか、今後の貸付事案については、事前に同意を得るなど財産調査が速やかに実施できるよう体制を整えることとしており、愛媛県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則を改定する作業を進めている。	当該債権は私債権であることから、財産調査の実施にあたっては、債務者の同意が必要であるが、現在貸付済みの債権については、この同意を得るのが困難な事例がある。 このため、引き続き、債務者や連帯保証人、母子父子相談員への聞き取り調査や市町等の関係機関からの情報も考慮しながら、必要に応じて同意を得て財産調査を実施するほか、今後の貸付事案については、事前に同意を得るなど財産調査が速やかに実施できるよう体制を整えることとしている。
3	R元	158	指摘	不十分な時効中断措置の実施及び時効管理	保健福祉部	子育て支援課	安易に消滅時効を完成させないため、時効管理を徹底するとともに、分割払いの返済期限毎に進行する消滅時効について時効の中断措置を徹底する必要がある。 限られた人員配置の中で、時効管理を網羅的、確実に行うためには情報システムによる対応が望ましい。 債権管理システムの償還状況明細には、「納入月」と「納入日」欄がある。履行期限到来済納入月が指定する一定の年月以前で納入日欄がブランク、すなわち収入未済の債権を抽出することにより、時効の完成前に時効完成予備軍の債権に対する検討を網羅的に実施することができると考える。 また、時効中断措置の内容(記号にすれば簡素化できる。)及び時効中断措置日を債権管理システム上に登録し、時効完成予定日を自動計算できるようにするなどにより時効管理を情報システム上実施するなどにより効率的な時効管理が可能になると考える。	大型電子計算機内の母子寡婦貸付金管理システムを活用し、各債権ごとの時効管理を行うために必要なデータを手作業により抽出・整理を行っており、時効管理ができる体制を令和2年度中に整える。 なお、個別債権の時効管理については、現行のシステムでは対応していないため、令和5年度に予定されている大型電子計算機の廃止に伴う母子寡婦福祉資金管理システムの更新にあわせて実装・導入することを検討している。	個別債権の時効管理については、現行のシステムでは対応していないが、令和4年度から大型電子計算機の廃止に伴う母子寡婦福祉資金管理システムの更新に着手する予定であり、この際に実装・導入するよう事前協議を行うとともに、整備に係る経費について、令和4年度から5年度にかけて予算措置を行っている。	個別債権の時効管理については、現行のシステムでは対応していないが、令和5年度から新たな母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理システムを導入する予定であり、この際に実装・導入することができるよう現在調整中である。	

番号	監査年度	頁	区分	項目		担当部局	担当課・室	指摘・意見内容	対応状況・方針等		
									令和2年度報告内容	令和3年度報告内容	令和4年度状況
1	R元	27	意見	税外債権全般	債権管理システムの同一プログラム化と複式簿記による財務会計システムとの連携	出納局	会計課	愛媛県としては、各業務で処理している内容が全て異なるため、同一プログラムとする必要はないと考えている。しかし、債権管理手続は債権の種類が異なっても大きく異なることはない。相違する箇所はメニューで選択できるようにすればよいと考える。 将来的に財務会計システムを新たに更新する場合には、債権管理システムを同一プログラム化するとともに、財務会計システムと貸付け(歳出(支出))や返還(歳入(収入))などの情報がタイムリーに連携するなどのシステム構築が望ましい。 さらに、財務会計システムに複式簿記による発生主義会計を導入すれば、財務会計システム上の債権残高とサブシステムとして機能する各債権管理システムで管理する債務者別残高の合計残高を照合することにより、債権の増減額及び残高の検証が容易になる。「ストック情報の把握」とともに「検証機能を持つ」複式簿記を財務会計システムに採用することが望ましい。	財務会計システムの再構築を行う際は、費用対効果等を勘案しながらより優れたシステムの導入について検討したい。	令和5年度中の次期システム稼働を目指して、10月からシステム開発を開始しており、費用対効果や事務の効率化等を踏まえたシステムの構築を検討しているところである。	令和5年度中の次期システム稼働を目指して、令和3年10月からシステム開発を開始しており、債権管理については、歳出(支出)や返還(歳入)などの情報をタイムリーにCSVデータで取り出せるようにしており、各課の債権管理を効率的に行うことができるようしている。 また、複式簿記についても、期間を設定してCSVデータ等で抽出し、財政課が主導する新予算編成総合システムの公会計システムに連携させることで容易に管理ができるようにしているところである。
2	R元	30	意見	税外債権全般	税外債権に対するコンビニ収納の導入	出納局	会計課	愛媛県の県税に対する取組みとして「自動車税」について、平成20年度に自動車税の「コンビニ収納」を開始している。税外債権についてはコンビニ収納を導入していないが、税外債権についても納入者の利便性を促進することで収入未済額の発生の抑制に寄与するものとする。 このため、税外債権の収納手段の多様化の一環として納入者の利便性を高めるためにコンビニ収納の導入を検討することが望まれる。	コンビニ収納については、手数料などの費用負担を要することから、納入者の利便性や納入見込額との費用対効果等を勘案しながら導入を検討することとしたい。	コンビニ収納については、手数料などの費用負担を要することから、納入者の利便性や納入見込額との費用対効果等を勘案しながら導入を検討することとしたい。	コンビニ収納については、手数料などの費用負担を要することから、納入者の利便性や納入見込額との費用対効果等を勘案しながら導入を検討することとしたい。
3	R元	130	意見	生活安定資金貸付金	福祉的な貸付けのあり方	保健福祉部	保健福祉課	生活支援等の福祉目的の事業を「貸付け」という形で行う場合には、事業開始時にその後の回収コストを十分に考慮して行いたい。具体的には、制度創設時から返済を免除する要件(例えば住民税非課税の状態が返済期日後も〇〇年継続している、等)を設定しておくなど、その後の回収コストが長期的かつ多額にならないよう十分配慮することが考えられる。 さらに言えば、その後の回収コストが長期的かつ多額になることが想定されるような場合には、事業を「貸付け」という形で行うことは是非について事業創設時に十分検討する必要がある。	「貸付け」事業の創設にあたっては、債権回収コストや事業創設の是非等について、十分検討することとしたい。	「貸付け」事業の創設にあたっては、債権回収コストや事業創設の是非等について、十分検討することとしたい。	福祉目的の貸付事業は、一般的な貸付と比較して回収事務が長期的かつ多額になる一方で、回収事務を通じて借受人との関わりを持ち続けることで、生活困窮の状況を把握し、必要に応じて伴走的な支援につなげる効果が期待できる。 新型コロナウイルスの影響に対応した生活福祉資金特例貸付制度では、制度創設時から償還免除要件を設定しており、回収コストに配慮しつつ、借受人に対する伴走的な支援も行うこととしている。
4	R元	159	意見	母子父子寡婦福祉資金貸付金	個人別台帳(債権管理システム)データの更新	保健福祉部	子育て支援課	手作業を減らし事務の効率化につながるだけでなく手作業による記帳ミスなどの人的エラーを防ぐため、収納データをタイムリーに債権管理システムに取り込むようシステム変更することが望ましい。	債務者の住所変更など、事務の効率化や人的エラーの防止につながり、また現在のシステムで対応可能なものについては対応する。 なお、令和5年度大型電算システム廃止に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理システムの更新にあわせて機能強化を検討する。	現在のシステムで対応可能なものについては、引き続き対応する。 なお、システムの改修については、実際に実務を行っている各地方局の意見を取り入れながら、令和4年度から5年度にかけて予定している新たな母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理システムの導入に備え、機能強化を図るよう設計の事前協議を行っている。	令和5年度から導入する予定の新たな母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付システムにおいて、適切なデータ管理が可能となるよう機能強化を図ることとしている。

番号	監査年度	頁	区分	項目		担当 部局	担当 課・室	指摘・意見内容	対応状況・方針等		
									令和2年度報告内容	令和3年度報告内容	令和4年度状況
5	R元	160	意見	母子父子寡婦福祉資金貸付金	督促状作成のシステム化	保健福祉部	子育て支援課	限られた人員配置の中で、情報システムにより対応可能であると認められる督促状への公印押印(公印の刷込み)や発送日・納期限の記入は督促状の印刷時に印刷できるようにすることが人的資源の有効活用、業務の効率化の観点から望ましい。	現在のシステムでは改修が必要となるため、費用対効果を検証しながら検討する。 なお、令和5年度の大型電算システム廃止に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理システムの更新にあわせて機能強化を検討する。	令和4年度から5年度にかけて予定している新たな母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権管理システムの導入に備え、事務作業の軽減を含む機能強化を図るよう設計の事前協議を行っている。 なお、延滞債権の督促や回収業務については、業務効率化の観点から、令和3年度に一部を外部委託している。	令和5年度から導入する予定の新たな母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付システムにおいて、適切なデータ管理が可能となるよう機能強化を図ることとしている。
6	R元	164	意見	児童福祉施設入所措置費負担金	児童福祉施設入所措置費負担金の回収体制の強化	保健福祉部	子育て支援課	規定どおり支払っている扶養義務者が少しでも不公平を感じないように、現在検討を進めている徴収検討会議等での効果的な徴収方法のノウハウをより蓄積し、これらを負担金徴収マニュアルに明確化することで、限られた人員の中で効果的に回収作業を行える体制整備をより推進することが望ましい。 滞納処分等の例による財産調査や財産差押えのほか、同じ強制徴収債権である税務当局の保有する情報を共有し、同マニュアルに反映することも考えられる。	徴収検討会議等の議論を踏まえ、今後、計画的な回収作業を行うための体制整備や情報共有の在り方等について検討を進めていく。	徴収検討会議等の議論を踏まえ、引き続き、計画的な回収作業を行うための体制整備や情報共有の在り方等について検討を進めていく。	徴収検討会議等の議論を踏まえ、引き続き、計画的な回収作業を行うための体制整備や情報共有の在り方等について検討を進めていく。